

北九州市公報

発行所
北九州市小倉北区内1番1号
北九州市役所

目次

◇ 告 示

ページ

- 徴収事務の委託【環境局環境未来都市推進室】 1240
- 収納事務の委託【環境局環境未来都市推進室】 1241
- 包括外部監査契約の締結【監査事務局第一課】 1242
- 包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しの閲覧【監査事務局第一課】 1243
- 収納事務の委託【保健福祉局総務部総務課】 1244
- 収納事務の委託【子ども家庭局子ども家庭部子ども家庭政策課】 1245

◇ 公 告

- 北九州都市計画道路事業の認可の告示【建設局道路部街路課】 1246
- 北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの縦覧【建設局道路部街路課】 1247

北九州市告示第150号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州市エコタウンセンターにおける使用料の徴収事務を次のとおり委託した。

平成26年4月7日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第151号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、北九州エコタウン事業概要DVDの売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月7日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
ひびき灘開発株式会社	北九州市若松区浜町一丁目18番1号	平成26年4月1日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第152号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の36第1項の規定により包括外部監査契約を締結したので、同条第5項の規定により次のとおり告示する。

平成26年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 契約を締結した者の氏名及び住所
 - (1) 氏名 富下博文
 - (2) 住所 北九州市八幡東区宮の町二丁目4番6号
- 2 契約の期間の始期
平成26年4月1日
- 3 監査に要する費用の額の算定方法
基本費用並びに執務費用及び実費の合算
- 4 監査に要する費用の支払方法
監査の結果に関する報告提出後に一括払い

北九州市告示第153号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第174条の49の25第2項の規定により、北九州市が包括外部監査契約を締結した相手方の資格を証する書面の写しは、日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く平成26年4月7日から同年5月6日までの間の午前8時30分から午後5時15分まで、北九州市監査事務局第一課において閲覧に供する。

平成26年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

北九州市告示第154号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、第三次北九州市高齢者支援計画の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月7日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで

北九州市告示第155号

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第158条第1項及び北九州市会計規則（昭和39年北九州市規則第49号）第40条第1項の規定により、元気発進！子どもプラン（北九州市次世代育成行動計画）の売払代金の収納事務を次のとおり委託した。

平成26年4月7日

北九州市長 北橋健治

受託者		委託期間
名称	住所	
株式会社井筒屋	北九州市小倉北区船場町1番1号	平成26年4月2日から平成27年3月31日まで

北九州市公告第249号

北九州都市計画道路事業の認可の告示（平成26年福岡県告示第302号）があったので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第66条の規定により次のとおり公告する。

平成26年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

- 1 都市計画事業の種類 道路事業
- 2 都市計画事業の名称及び事業地の所在

名 称	所 在
3・2・108号室町大門線	北九州市小倉北区大門一丁目、大門二丁目、堅町一丁目及び堅町二丁目

- 3 施行者の名称
北九州市
- 4 事務所の所在地
北九州市小倉北区城内1番1号
（北九州市建設局道路部街路課）

なお、事業地の詳細については、本事業に関する図書を上記の事務所において縦覧に供している。

北九州市公告第250号

福岡県知事から次の北九州都市計画道路事業の認可に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和43年法律第100号）第62条第2項の規定により、これを北九州市建設局道路部街路課において公衆の縦覧に供する。

平成26年4月7日

北九州市長 北 橋 健 治

3・2・108号室町大門線